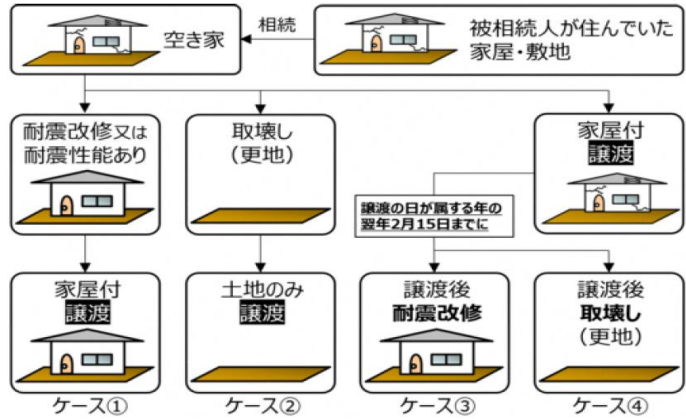


交付申請における必要書類

各ケースに応じた申請様式及び必要書類をご準備ください。

ケース①	一定の耐震基準を満たした家屋付きで譲渡した場合	様式1-1
ケース②	家屋を取壊した後の土地のみ譲渡した場合	様式1-2
ケース③	家屋付きで譲渡した時から譲渡日の属する年の 翌年2月15日までの間に、耐震改修した場合	様式1-3
ケース④	家屋付きで譲渡した時から譲渡日の属する年の 翌年2月15日までの間に、家屋を取壊した場合	

譲渡種別を以下のフローで確認してください（ケース①～④）



ケース				【申請に必要な書類】	【確認事項】
①	②	③	④		
☐	☐	☐	☐	※住民票、登記事項証明書（原則コピー不可） ※親族以外の方が代理で申請される場合は委任状（任意の様式）が必要	※下線の日付等を申請書に記載
☐	☐	☐	☐	1 被相続人除票住民票の写し	・被相続人の住所、氏名、相続開始日（死亡日） ・死亡日の住所が空き家（又は老人ホーム等）であること
☐	☐	☐	☐	2 相続人の住民票の写し（申請者及び他の相続人（換価分割で相続される方を含む）全員分の住民票）	・死亡日以降譲渡までの相続人の住所
☐	☐	☐	☐	3 売買契約書のコピー （譲渡後翌年2月15日までに耐震改修又は取壊しを行う場合は、当該特約条項部分を含む）	・譲渡日（引渡し日）と売主氏名
☐	☐	☐	☐	4 所有権移転後の登記事項証明書（土地） 登記事項証明書に記載されていない相続人がおり、換価分割の場合：遺産分割協議書のコピー	・譲渡日（引渡し日）、敷地の所在地番 ・相続人の数
☐	☐	☐	☐	5 所有権移転後の登記事項証明書（建物）又は 閉鎖事項証明書 上記の書類がない場合 ・建物除却工事契約書のコピー ・解体業者が建物の取壊しを証明する書類等（請求書及び領収書など）	・相続した家屋の取壊し日 ・相続人の数 ・家屋の建築年月日
☐	☐	☐	☐	6 耐震基準適合証明書のコピー 又は 建設住宅性能評価書のコピー	・耐震基準の適合 （譲渡日の属する年の翌年2月15日までに耐震基準に適合していること）
☐	☐	☐	☐	7 耐震改修工事請負契約書のコピー 及び 工事費用の請求書又は領収書のコピー	・耐震改修工事の完了日 （譲渡日の属する年の翌年2月15日までに耐震基準に適合していること）
☐	☐	☐	☐	8 i) 電気、水道又はガス（いずれか）の使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ii) 仲介業者の広告（宅地建物取引業者による公告が行われたものに限る）	・相続発生日以降、譲渡の日までに、電気、水道又はガスの使用を中止している（空き家である）こと ・現況が空き家である、又は、現況空き家で除却の予定があるなどの記載があるチラシやホームページ等の広告
☐	☐	☐	☐	9 除却後の敷地の写真（撮影日が記載されたもの）※撮影日は手書きでも可	・除却又は滅失の時から対象譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと
☐	☐	☐	☐	被相続人が老人ホーム等に入所した場合	
☐	☐	☐	☐	i) 介護保険の被保険者証のコピー 又は 障害福祉サービス受給者証のコピー	・被相続人が要介護又は要支援認定を受けていたこと
☐	☐	☐	☐	ii) 施設への入所時における契約書等のコピー	・入所施設の名称、所在地、施設区分
☐	☐	☐	☐	iii) 電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類、又は老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	・施設入所後、被相続人が家屋を一定使用していること （一時滞在及び家財道具などの保管場所として使用していた場合が対象となる）
☐	☐	☐	☐	※老人ホーム等に住民票を異動していなかった場合のみ必要	
☐	☐	☐	☐	iv) 被相続人が亡くなったことによる施設退去日がわかる書類	・相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと

【注意事項】
・申請書の提出から、確認書の交付まで、10日程度お時間をいただきます。確認書の当日発行はできません。余裕の持った申請をお願いします。
・郵送による確認書の受け取りを望まれる場合は、切手貼付し宛先を記入した返信用封筒を提出してください（レターパック可）。